

資格試験のための
京子流会社法役員徹底横断整理

■ はじめに

この度は、ダウンロードしていただきまして誠にありがとうございます。

このレポートは私が司法書士試験に合格する前、

受験生時代に私自身、役員の横断知識に悩み

その結果、私で作成したノートの記載を一部抜粋して作成しています。

私自身、ブログ、メルマガで多くの受験生の方と接することがあり

役員の横断整理で悩んでいる受験生の方が多くみられたことから

今回のレポートを作成することにしました。

このレポートが皆さんの参考になれば幸いです。

どうぞしっかりとお読みください。

■著作権について

本レポートは著作権法で保護されている著作物です。

著作権者の許可を得ずして、本レポートの一部または全部を複製、
転載することを禁じます。

■発行責任者：京子

■運営ブログ：[司法書士合格大作戦](#)

■メルマガ：[司法書士合格大作戦](#)

【警告】

本内容は著作物です。一切の転載・公開を硬く禁じます。

再配布も不可とさせていただきます。

はじめまして。

当レポート作成者の京子と申します。

私はブログをやっていますのでキョンキョンといった方が馴染みがあるでしょうか？

分かる人は分かると思います。

ですが、当然初めてという方も多いと思いますので

簡単に自己紹介をさせていただきます。

24歳の栃木県生まれ。今は埼玉です。

好きなことは買い物と野球観戦です。

高校時代、野球部のマネージャをしていたので野球大好き娘です(笑)

司法書士試験は平成16年8月から勉強を開始し、

1回目不合格でした・・・・・・・・・・涙

そして平成18年に合格することができました。

詳しい事は体験レポートとしてブログの記事に書いていますので

そちらを参照してください。

→[ブログの記事に行く](#)

では自己紹介はこれ位にして本題に入っていきますよね(^。^)y-。oO

■ 役員 of 整理

では入っていきましょう。

まず、大まかな役員 of 比較をしてそれからそれぞれの説明に入っていきます。

まず、下の図を見てください。

【図 1】
《役員 of 比較》

		取締役	監査役	会計参与
選任決議要件		普通決議		
解任決議要件	原則	普通決議	特別決議	普通決議
	例外	※① 特別決議		
任期	原則	2年	4年	2年
	短縮可能か？	○	×	○
	伸長可能か？	※② ○		

※① 累積投票により選任された取締役は特別決議になる。

※② 非公開会社 of 場合は定款に定めれば 10年まで伸長可能。

簡単な役員 of 比較をしてみました。

会社法上、役員はもっと存在しますが最初なので

取締役、監査役、会計参与を挙げました。

注意するのは2つ。

1つは取締役 of 解任決議要件。

特別決議ではありませんよ。 (旧法とは違います。)

それから監査役 of 任期は他の役員と違って短縮できません。

しかし、定款で 任期満了前に退任した監査役 of 補欠者 of 任期を

退任監査役 of 任期満了時とする旨を定めることはできます。

ちなみに、会計監査人も短縮 できません。

しかし、監査役と異なる事は

監査役は短縮はできませんが、一定の要件のもとで伸長**できます**。

しかし、会計監査人は短縮も伸長も**できません**。

だから、会計監査人には権利義務承継も適用がありません。

宜しいでしょうか？

では、それぞれ見ていきましょう。

簡単に説明していきます。

■ 取締役について

取締役は最低1人は存在します。

そして、取締役会設置会社では**3人以上**は必要です。

次に欠格事由いきましょう\(^o^)/(\^o^)/

簡単に書きます★

- ①法人
- ②成年被後見人、被保佐人、外国法上同様に扱われる者
- ③会社法上の罪を犯した者
- ④会社法以外の罪を犯した者

①②は問題ないと思います。そのままです。

問題は③④です。というかその違いですね(^.^)y-..。oO。

簡単に言うと**④より③の方が厳しい**んですね。

具体的にいいますと・・・・・・・・・・・・・・・・

③は執行を受けることがなくなってからも

2年を経過しなければダメですよと言っていますが

④の場合は執行が終わればいいよと言っています。

ということは③の方が厳しいですね((+_+))((+_+))

それから、③は執行猶予中を含みますが

④は執行猶予中は含みません。

やっぱり③の方が要件が厳しいですね。

記憶法としては

『**会社法上の罪は重いんだな**』と記憶しておいてくださいね★

そしてこの取締役の欠格事由はそのまま監査役にも当てはまります。

ちゃんと記憶しておいてくださいね (● ^o^ ●)

次に委員会設置会社の取締役と非委員会設置会社の取締役の

比較をしましょう。

【図2】

《取締役の任期》

		非委員会設置会社	委員会設置会社
原則		選任後、 2年 以内に終了する事業年度の内最終のものに関する定時株主総会まで	選任後、 1年 以内に終了する事業年度の内最終のものに関する定時株主総会まで
例外	短縮	定款または株主総会 で短縮可能	
	伸長	非公開会社 の場合、 定款 で 10年 まで伸長可能	不可

委員会設置会社の取締役は任期伸長**できません**。

そして、原則の任期も異なります。

ちなみにですが、委員会設置会社には執行役という役員が存在しますが、

執行役も任期伸長できません。

しかし、取締役同様短縮できるのですが

短縮方法が異なります。

取締役の場合は**定款または株主総会決議**で短縮するのですが

執行役の場合は**定款のみ**です。

ちょっと細かいですね((+_+))

話せば話すほど細かくなりそうなので会計参与に行きましょう★

■ 会計参与について

会計参与の業務は取締役と共同して計算書類等を作成することです。

そして、資格は

公認会計士又は監査法人
税理士又は税理士法人

でなければなりません。（取締役、監査役とは違い法人でも OK です。）

ちょっと商業登記のお話ですが・・・・・・・・・・・・・・・・

会計参与、会計監査人は就任登記のときに資格を称する書面を添付します。
（例え、個人でもです。）

これは取締役、監査役には存在しません。

社外取締役、社外監査役であってもです。

こんな所も違って来るんですね~~~~~。

次に監査役に行きましょう。

■ 監査役について

監査役は字の如く、取締役等の職務執行の監査です。

通常の監査役には業務監査権と会計監査権があるのですが、

例外として非公開会社の場合、会計監査権のみの監査役が存在する場合があります。

その要件をあげましょう。

- 1、非公開会社であって
- 2、監査役会設置会社でなく
- 3、会計監査人設置会社でない場合で
- 4、会計監査権に限定する旨の定款の定めがある場合

です。

ちょっと違いを挙げてみましょう！！！！！！

※通常の監査役と比較するため、
会計に限定されている監査役を会計限定監査役と呼び、
通常の監査役を通常監査役と呼ぶことにします。

【具3】

《会期限定監査役との比較》

	通常監査役	会計限定監査役
事業報告の請求	○	※① ×
子会社からの事業報告の請求	○	※② ×
会社の業務等の調査	○	※③ ×
子会社の業務等の調査	○	○

※①② 会計に関する報告の請求なら○

※③ 会計帳簿等の閲覧等なら○

もっと違いが存在しますが、簡単にあげておきました。

各自で確認してみてください。

そして監査役には取締役（委員会設置会社を除く）にはない兼任禁止規定があります。

あげておきます。

株式会社若しくはその子会社の取締役若しくは支配人その他の使用人
または当該子会社の会計参与若しくは執行役を兼ねることができない。

あれ？これと似たような規定をどっかで見ただことありませんか？

そうです。333条第3項です。

あげておきます。

会計参与は株式会社またはその子会社の取締役、監査役
若しくは執行役または支配人その他の使用人。

これは会計参与の欠格事由です。

似ていますが全く違います。

????????????????????

意味が分かりませんか？

監査役の規定は**兼任禁止規定**です（335条）
会計参与は**欠格事由**です。（333条）

ブログで質問があったので掲げておきました(^。^)y-。oO

では、最後、会計監査人です。

■ 会計監査人について

会計監査人の業務は計算書類等の監査機関です。

資格は、公認会計士または監査法人でなければなりません。

会計参与とは異なりますね。

注意が必要なのは解任決議要件です。

取締役等と同様、株主総会で解任されるのですがもう1つあるんですね。

監査役全員の同意で解任することができます。

ごめんなさい(ー_ー)!!

言い忘れてしまいました、、、、、、、、、、、、、、、、、、、

役員を選任する株主総会の普通決議の定足数は

3分の1未満に下すことができないんです。

普通の普通決議なら定足数を排除することも可能です。

例えば、

「出席株主の過半数で決する」とか。。。。。

でも、役員の場合は3分の1未満に下すことができないんです。

言い忘れてしまいました。

それを前提にしてです。

先ほど役員を選任は3分の1未満に下せないと言いました。

例えば、取締役、監査役、会計参与です。

しかし、会計監査人は3分の1未満に**下せません**。

すなわち、定足数を排除できます。いいですか？

そしてこれは商業登記法で重要になってくるのですが。。。。

会計監査人には他の役員等と違って

再任みなしという制度があります。

これ司法書士記述問題で重要になってくると思います。

別段、何も決議しなかったら再任なんです。

というこは重任登記をしてあげてくださいね(^。^)y-。o○

添付書面はOK ですよ？

資格を称する書面でOK。

就任承諾書は不要です。（択一でもでるかな～）

会計監査人は他の役員等と異なることがおおいですね。

権利義務承継規定がなかったり、一時会計監査人の選任方法だったり・・・

注意してくださいね(^。^)y-。o○

■ 終りに

以上で私のレポートは終了させていただきます。

いかがでしたでしょうか？

簡単に、本当に簡単に説明をさせていただきました。

今回のレポート内容は基礎の基礎だと思います。

この知識に条文、過去問などの知識を上乗せしてください。

また、今回のレポートでは紹介できなかった重要論点や

過去問をベースにした知識をブログ、メルマガでは紹介しています。

今回のレポートに共感していただき

私と(笑)もっと勉強したいと思っていただいた方は

こんな感じでブログ等も書いていますので

一緒に学習しませんか?????????

1度でもいいので遊びに来てください。

お待ちしております\(^o^)\(^o^)/

メルマガ→[司法書士合格大作戦](#)

ブログ→[司法書士合格大作戦](#)

貴重な時間を取っていただきありがとうございました。

京子